

JASTPRO 406

貿易手続簡易化のために
2012-07

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

今月号の内容

- 記事1. ◇連載◇ 貿易契約の諸問題(3) 1
早稲田大学名誉教授 朝岡 良平
- 記事2. 国連CEFACTからのお知らせ 13

＝JASTPRO広報誌電子版のご案内＝

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

記事1. 貿易契約の諸問題(3)

早稲田大学名誉教授 朝岡 良平

3. SGAにおける条件と保証

3.1 物品売買契約の条項

3.1.1 一般的な契約の定義

一般に、契約とは、「2人またはそれ以上の当事者間に締結された法律上拘束力を有する合意 (agreement) であって、これにより当事者間に債権債務関係 (obligations) を発生せしめるものである」と定義することができます。この定義によると、契約は、①合意であり、②2人以上の当事者間に締結され、③法律により強制可能 (enforceable at law) なものであるという3つの部分に分解できます。それぞれの部分が具体的に成立するために必要な要素として、第1の合意については、一方の当事者 (申込者) の申込 (offer)、相手方 (被申込者) の承諾 (acceptance)、および両者の完全な合致 (genuine assent) が必要です。第2の部分の要素は、契約能力 (competent) を有する2人以上の当事者です。第3に、合意は一般に約束 (promise) で、これが法律により強制可能な約束となるためには、目的物 (subject matter) と約因 (consideration) の存在が必要になります。

3.1.2 売買契約の方式

上記の一般的な契約の定義にしたがって、物品売買契約は申込と承諾の合致により成立します。1979年SGAは売買契約の方式について、「売買契約は、書面 (in writing) により、または口頭 (by word of mouth) により、あるいは、一部を書面、一部を口頭により締結することができる。また、当事者の行為により売買契約を黙示できる」と規定しています¹。貿易取引においては、(今日ではほとんど使用されなくなりましたが) 伝統的な書信・電信から、最近の電子メールまで様々な通信手段を利用して商談が進められ、申込と承諾という意思表示の合致により契約が成立します。

3.1.3 契約の条項

当事者間の合意の内容が契約の条項 (terms of contract) になります。売買契約の内容または条項は、明示条項 (express terms) と黙示条項 (implied terms) からなります。明示条項とは、当事者が明確に言葉により、口頭または書面で表明した条項です。他方、黙示条項とは、契約当事者によって明示されていませんが、当事者の行動または取引の性質から事実上の

1 1979年SGA第4条第1項。アメリカの統一商法典UCC 2-204条第1項は、「物品売買契約は、合意を示すに足りるものであれば如何なる方法によっても締結することができ、その方法には、両当事者の行為であって、このような契約の存在を認められたものを含む」と規定しています。

問題として、あるいは制定法または裁判所によって法の見地から認められる条項で、契約の一部になります。貿易契約は、取引商品の種類・品質などにより、細部において若干の相違がみられますが、物品売買であるという点において包含されなければならない幾つかの基本的な条項からなっています。例えば、契約の目的物である物品の名称(種類・銘柄・品質)、数量(個数、重量、容積、包装の種類、荷印)、価格(単価、総額)、引渡条件(船積の時期、場所、方法)、決済条件(支払の時期、場所、方法)などについては明確に合意しておくことが大切であることは言うまでもありません。契約の過程において、これらの事項のすべてについて、当事者が意見を述べて合意することもあります。多くの場合に、一般取引条件協定書(agreement on the general terms and conditions)を取り交わしたり、あるいは、契約成立の前または後で、補足的な意見として表明(statement)されることがあります。

3.1.4 明示条項と黙示条項

しかし、貿易取引のように、商人間の売買契約では、当事者は必ずしも法律専門家ではないので、契約の条項を法的観点から詳細に記載しませんし、また、このような契約書は商人に敬遠されます。一般に、特定の商人間の取引は、同一種類の商品について長期間にわたり反復的に行われるので、契約の都度、同じような内容の契約書を作成する代わりに、あらかじめ基本的な取引条件について合意しておき、個々の契約では物品の数量および価格、履行条件など必要事項について明示的に取り決めることがあります。このような場合に、当事者間における以前の一連の行為で、今回の取引にも当然同様の行為が行われると期待されるものは、取引の過程(course of dealing)と呼ばれ、契約の条項の解釈に参考にされることがあります。また、実際に、契約を履行する過程において、特に相手方の異議がなく、一方の当事者が黙認された行為を行うことがあります。これは履行の過程(course of performance)と呼ばれています。さらに、売買契約に取引慣習が適用されることがあります。取引慣習(usage of trade)とは、当事者双方が当該取引に関連して遵守することが当然であると期待されるような、特定の場所、業種または業界で長年にわたり規則的に守られている取引方法または取引慣行です。制定法の規定によって生じる権利、義務または責任は、明示の合意または当事者間の取引の過程あるいは取引慣習によって、これを否定または変更することができます²。

3.2 ConditionとWarranty

3.2.1 1979年SGA第5章

1893年SGAの第6章は「条件および保証」(Conditions and Warranties)というタイトルで、これに対応する1979年SGA第5章も最初は同じでしたが、1994年の「物品売買および供給法」(the Sale and Supply of Goods Act:1995年1月3日発効)により、第5章のタイトルは「黙示条

2 1979年SGA第55条第1項。なお、アメリカ統一商法典第1-205条および第2-208条を参照。

項その他」(Implied Terms etc.)に変更されました。この章は、イギリスの物品売買法に特殊な“condition”と“warranty”に関する一連の規定を収めています。しかし、第10条は、決済の時期に関する約定は「契約の要素」(essence of contract)とみなさないが、その他の時期に関する約定が契約の要素であるか否かは契約の条項により決定されるものであると規定しています。契約の要素と条件または保証の関係は述べられていませんが、これは重要な契約条項を意味すると思われます。第11条は条件が保証として扱われる場合に関する規定です。第12条は権原(title)に関する黙示条項³を規定しています。第13条は記述売買に関する規定です。第14条は品質または適合性に関する黙示条項⁴について規定しています。

3.2.2 Conditionの意味

さて、イギリスの売買法では、“condition”という用語が多義に使用されています。一般に、conditionは、「条件」として用いられていますが、この場合は、契約当事者がその行為の効力の発生または消滅を、将来の不確定な出来事にかからしめる条項で、このような条件の種類として、停止条件(condition precedent)、同時条件(concurrent conditions)⁵、解除条件(condition subsequent)があります。SGA第2条第3項で、売買契約は条件付とすることができると定めていますが、この場合の条件は、停止条件または解除条件です。

SGAには、“condition”の定義はありませんが、第11条第3項の「売買契約の約定が、その違反は契約の履行拒絶とみなす権利を生ぜしめる条件であるか、あるいはその違反は損害賠償請求権を生ぜしめるに止まり、物品を拒絶しかつ契約が履行拒絶されたものとみなすことができな保証であるか否かは、それぞれの場合における契約の解釈により、これを定めるものとする」という規定と、第61条第1項の「保証」の定義から推測できます。売買契約の条項の中で、相対的に重要な事項に関する条項で、その違反が相手方に、物品を拒絶しかつ当該契約を解除する権利を生ぜしめるような条項を「条件」と呼んでいます。これには、明示条件(express condition)と黙示条件(implied condition)があります。また、上記のような条件と異なるので、「契約条項たる条件」という用語を用いることがあります。本稿では、特に断らないかぎり、この意味における「条件」を使用します。このような契約の条項を条件と称するのは、その条項または約定の履行が相手方の債務履行の条件をなすからです。

3.2.3 Warrantyの意味

一般に、“warranty”という用語も多義に使用されています。物品売買法では、備船契約や海上保険の場合と若干異なる意味で、この用語を使用しています。売買契約の目的物が特定の品

3 1995年の修正以前は、黙示の保証(implied undertaking)でした。

4 1995年の修正以前は、黙示条件(implied conditions)でした。ただし、修正された第14条第6項で、イングランド、ウェールズおよび北アイルランドでは、本条第2項および第3項の黙示条項は黙示条件であると規定しています。

5 SGA第28条は、引渡と支払は同時条件であると規定しています。

質を有すること、または売買契約の売主がその目的物の正当な権原を有することの「保証」を意味します。コモン・ロー上は、元来、当事者の約束に基づくものと解釈されてきました。これには、明示保証 (express warranty) と黙示保証 (implied warranty) があります。SGA 第12条および第14条において、権原および品質 (または適合性) に関する黙示保証を規定しています。

3.2.4 主要な条項と付随的条項

また、SGA では、warranty という用語を上記と異なる意味で使用しています。SGA では、契約条項を “condition” と “warranty” に分けて、前者は契約の重要事項に関する規定であり、その違反は相手方に物品を拒絶し、かつ契約を解除する権利を生ぜしめますが、後者は契約においてそれほど重要性をもたないものであり、その違反は相手方に損害賠償のみを救済として認め、契約の解除権は認められないと定めています。SGA では、条件である契約条項は契約の主要な条項 (main terms of contract) であり、これに対して、保証である契約条項は付随的条項 (collateral terms of contract) であるとされます。さらに、混乱を招くのは、SGA の起草者である Chalmers が、「通常、保証 (warranty) と称せられる約定の多くは、実際には「停止条件」であり、常にそのような効力を有するものであることを銘記すべきである」と述べていることです⁶。

3.3 意見の表明の分類

一般に、売買契約の交渉の段階において、主として (売主となる) 者から、契約を誘引するために、契約の目的物である商品について、口頭または書面で意見の表明 (statement) がなされます。このような意見の表明は、法的責任を伴わないものと、確言、約束、記述など⁷のように、法的責任を伴うものに大別できます。前者の意見の表明には、誇張や宣伝文句のように、売主が、必ずしも事実を表示して行うのではなく、相手方の関心を惹きつけるため、または商品の品質・性能に関する誇大な表現が含まれます。後者の法的責任を伴う意見の表明には、主たる契約とは別個の契約または付随的契約 (collateral contract) における付随的約束 (collateral promise)、および主たる契約の条項 (terms of main contract) である契約上の約束に分類されます。後者のカテゴリーである主たる契約の条項である契約上の約束は、さらに、① “warranty” (主たる契約の条項の中であまり重要でない約束) と② “condition” (主たる約束の中でかなり重要な約束) に分類されます。さらに最近では、この2つの間に、3番目のカテゴリーとして、中間的 (intermediate) または無名 (innominate) の条項が追加されています⁸。3番目の契約の条項は、契約上の約束ですが、その違反の結果が、重要性により実質的に変わるので、condition または warranty のいずれであ

6 M. D. Chalmers, *The Sale of Goods Act, 1893*, 8th ed., 1920, p.34.

7 UCC 2-313条を参照。

8 M. Bridge, *Benjamin's Sale of Goods*, 8th ed., 2010, para.10-033. D, M. Sassoon, *C.I.F. and F.O.B. Contracts*, 4th ed., 1995, para. 317.

るといえないものです⁹。

3.4 付随的契約

3.4.1 Couchman v. Hill 事件

意見の表明の中には、約束を含んでいるものとして取り扱うことが適切と思われるものがあります。しかし、それが契約成立以前に述べられたことがはっきりしている¹⁰、契約とは別に述べられた、契約の条項に反対の意見として述べられた、あるいは、契約が書面により成立し、その中に記載されていなかった等の理由で、主たる契約の一部であるとみなすことが難しい場合があります。このような状況において、このような約束を、主たる契約とは別個の契約または付随的契約の一部であると解釈して、これを「付随的契約条項」(collateral warranty)と呼んでいました。付随的約束がなされたとき、まだ主要な契約が締結されていない場合には、その約因は主たる契約の成立に際して提供されます¹¹。けれども、主たる契約がすでに成立した後では、約因を見出すことが難しい場合があります¹²。Couchman v. Hill 事件¹³は、このような付随的契約が扱われた判例として引用されています。若い雌牛 (heifer) が競売にかけられました。印刷された競売説明書には保証 (warranties) が記載されていませんでした。原告は、競売会場で、この雌牛が「未經産」(unserved) であるか否かを質問し、もしそうでなければ、応札しないと述べました。しかし、この雌牛はまだ出産の経験がない“heifer”であるという主催者の回答があったので、原告はこれを落札しましたが、実際には、“calf”であることが判明しました。主催者の確答とは反対に、この雌牛が“calf”であることが証明されたとき、主たる約束の一部であるべき保証を競売説明書から削除したことは、認められるものではないとして、原告は付随的契約条項の違反に対する損害賠償請求権を有すると判示されました。この場合の約因は、応札したことです。

3.4.2 付随的契約の事例

主要なケースである Heilbut, Symons & Co. v. Buckleton 事件で、Lord Moulton は、「このような付随的契約は、主たる契約の条項を変更またはこれに追加される効果があり、法律上、多くの問題を抱えているので、これについて厳密に検証されなければならない」と述べています¹⁴。しかし、比較的最近になって、Lord Denning M.R. は、「この判例において述べられた多くのこ

9 このほかに、法的責任を伴う意見の表明として、不実表示 (misrepresentation) があります。

10 *Miller v. Cannon Hill Estates Ltd.* [1931] 2 K.B. 113; *Coffey v. Dickson* [1960] N.Z.L.R. 1135; *Wells (Merstham) Ltd. v. Buckland Sand & Silica Ltd.* [1965] 2 Q.B. 170.

11 *Heilbut, Symons & Co. v. Buckleton* [1913] A.C. 30, H.L.

12 *Roscorla v. Thomas* (1842) 3 Q.B. 234.

13 *Couchman v. Hill* [1947] K.B. 554. なお、*Webster v. Higgin* [1948] 2 All E.R. 127; *Harling v. Eddy* [1951] 2 K.B. 739; *City and Westminster Properties (1934) Ltd. v. Mudd* [1959] Ch. 129; *Mendelssohn v. Normand Ltd.* [1970] 1 Q.B. 177.

14 *Heilbut, Symons & Co. v. Buckleton*, *supra*, at p.47, per Lord Moulton.

とは完全に時代遅れのものである」と述べています¹⁵。そして、契約ならびに意見の表明に関連した不法行為による損害賠償責任が最近数年間により一層承認されるようになったことです。これは2つの主要な方法で明らかになりました。第1は、Esso Petroleum Co.Ltd. v. Mardon 事件¹⁶にみられるように、意見の表明から約束が容易に推論されることです。この事件において、契約成立前に、ガソリン・スタンドにおける総販売量に関する説明は、不法行為による責任に代替するものとして、合理的な注意と熟練によって予知できるという約束 — これによって、実際の販売量を約束するものではないが、— を含むものであると判示されました。しかし、このような義務は厳密なものではないと判示した判例があるので¹⁷、このような契約の解釈にあたり、この約束の具体的内容について周到な注意が払われました。第2は、書面による主たる契約の条項に反する、または矛盾することが明らかである意見の表明です。これは、上記のケースに比べて重要でないと思われる場合が多いようです。多くの場合に、これは、付随的契約という方式によらないで、主たる契約が完全に書面によって作成されておらず、一部書面・一部口頭による方式で扱われています¹⁸。

3.4.3 付随的契約を用いる理由

このような契約が成立する場合、これに関する主要な救済は、通常、損害賠償です。Couchman v. Hill 事件¹⁹が示すように、一般取引条件協定書に記載されている免責条項 (exemption clause) を無効にすることです。主たる契約が、例えば、取引が買取選択権付賃貸借 (hire-purchase) である場合、通常、主たる契約はディーラーではなく、金融会社との間で結ばれますが、保証はディーラー、または買主に直接物品を販売していないメーカーによって与えられます²⁰。あるいは、主たる契約にもとづく訴訟が不法である場合に、それを付随的契約にもとづいて行うことがあります²¹。ただし、契約が無効となった場合、約因をみつけることが難しいことがあります。このような契約の違反に対する基本的な救済は損害賠償ですが、適切な場合には、被約束者は、主たる契約を解除されたものとして扱うか、あるいは、少なくとも、不履行を事由とする訴訟に対して抗弁権が認められます。

15 *J. Evans & Son (Portsmouth) Ltd. v. Andrea Merzario Ltd.* [1976] 1 W.L.R. 1078, at p.1081. なお、*Esso Petroleum Co. Ltd. v. Mardon* [1976] Q.B. 801, at pp.817-818, 823-827; *Howard Martine and Dredging Co. Ltd. v. A. Ogden & Sons (Excavations) Ltd.* [1978] Q.B. 574, at p.590.

16 *Esso Petroleum Co. Ltd. v. Mardon*, *supra*.

17 例えば、*Wells (Merstham) Ltd. v. Buckland Sand and Silica Ltd.* [1965] 2 Q.B. 170.

18 *J. Evans & Sons (Portsmouth) Ltd. v. Andrea Merzario* [1976] 1 W.L.R. 1078, *per* Roskill L.J.; *Quickmaid Rental Services Ltd. v. Reece* (1970) 114 S.J. 372; *A. M. Bisley & Co. Ltd. v. Thompson* [1982] 2 N.Z.L.R. 696.

19 *Couchman v. Hill*, *supra*.

20 *Shanklin Pier Ltd v. Detel Products Ltd.* [1951] 2 K.B. 854; *Hallmark Pool Corp. v. Storey* (1983) 144 D.L.R.(3d) 56 (Can).

21 *Strongman (1945) Ltd. v. Sincock* [1955] 2 Q.B. 525.

3.5 主たる契約における付随的条項

3.5.1 引受訴訟制度により発生

売買の目的物である物品に関する意見の表明は、もちろん、最終的に主たる契約の条項となり、契約上の約束になります。このような約束は、古い判例では、通常、保証 (warranty) と呼ばれており、今日でも、これは、その約束をした者に対して、それについて契約上の責任を負うとみなされるか否かを考えるような使われ方をしています。何故なら、この用語を使用するのは、引受訴訟 (assumpsit) という制度をその発端とするからです。引受訴訟というのは、捺印証書 (deed) によらない、単純契約 (simple contract) の違反に対して損害賠償を請求するコモン・ロー上の訴訟方式でした。本来は権利侵害に対し損害賠償を請求する救済方法であった特殊主張侵害訴訟 (trespass on the case) から生じ、被告は或る行為を引受けたにもかかわらず、それを不当に履行し、原告に損害を与えたために、損害賠償の責めを負うべきであるという法の構成をとりました。コモン・ロー上、単純契約の救済手段がなかったことから次第に発達して、最初の頃は、作為に対する明示の引受けがある場合にのみ認められましたが、やがて不作為に対しても認められるようになり、ついで、1602年のスレイド事件 (Slade's Case (1602)) では、金銭債務がある場合には黙示の支払引受けがあったという法構成がなされたため、引受訴訟が契約による債務不履行の一般的救済手段となり、古い訴訟方式が廃止される結果になりました。イギリスでは1875年に、訴訟方式 (forms of action) の廃止に伴って、引受訴訟が廃止になりました²²。

3.5.2 保証の概念の変遷

このような慣行は、引受訴訟が発達する以前において、主たる取引とは別に、主に現存する物品の状態に関する意見の表明にもとづいて訴訟が認められていました。このように売買に関する契約上の約束 (contractual promise) は、かなり長い年月にわたり、保証に関する法の歴史に深いかかわりを持ってきました。保証法の発達は複雑です。元来、保証は不法行為に関する訴訟方式であると考えられていました。引受訴訟が発達した後も、しばらくの間、不法行為との関係が残存し、詐欺の訴訟と関係があると考えられました。このことが、保証の概念を、現存する物品に関する意見の表明ではなく、物品の将来の履行に関する意見の表明に適用することを難しくしました。しかし、このような問題が克服されると、反対に、すべての約束に warranty が要求される方向に考えが変わり、事実に関する意見の表明は全く warranty とみなされなくなりました。しかし、SGAの起草者である Chalmers は、例えば、事実に関する意見の表明でも、その実現が約束されることがあり、保証を構成することがあり得ると述べています²³。その後、相当の期間を経てこれが認められるようになりました。

22 田中英夫『英米法辞典』(1995年)。

23 M. D. Chalmers, *op. cit.*, p.34.

3.5.3 確言が保証になる基準

イギリスにおける古い判例では、物品に関する意見の表明は、その責任が明示的に引受けられないかぎり、保証とみられることはありませんでした。教会の儀典書に用いられていた用語にもとづいて法律が発達するに伴い、“warranty”が用いられるようになったといわれています。1603年のChandelor v. Lopus事件²⁴において、「金細工師 (goldsmith)²⁵はこの石を(羊などの)胃石 (bezoar stone) であると確言したが、これが胃石であるという保証 (warranting) のない、単なる確言であるから、訴訟の事由になり得ない」ので、保証の違反という判断を見出すには不十分であると判決が下されました。その後の判例では、若干広義の意見が示されるようになりました。1789年のPasley v. Freeman事件²⁶において、Buller判事は次のように述べています。「(1688年のCrosse v. Gardner事件等において²⁷) Holt C.J.により正しい判決が下された。…そして、それ以降、売買時における確言は、そのような意図が証拠により明らかである場合に、それが保証であると統一的に採用されるようになった。」この言明はしばしば引用されており、いまだにイギリスの近代法の出発点となっています²⁸。保証の概念を、当事者の意図を信頼したという点に置かないで、むしろ、契約の誘引という単純な事実によく解釈することがアメリカで採用されていましたが、イギリスの古い判例でも、このような解釈がみられました²⁹。

この点について、Benjaminは、次のように述べています。「そのような意図があったか否かを決定するにあたり、明確な判断の基準は、売主が、買主の知らない事実について責任を引受けようとしたのか、あるいは、売主が特別の知識をもたない事柄について単に自分の意見または判断を述べ、そしてこれについて買主が売主に意見を聞いたり、判断を求めることを期待したか否かということである。」³⁰ Benjaminの判断の基準は、1901年に控訴裁判所により採用されました³¹。しかし、1913年のHeilbut, Symons & Co. v. Buckleton事件³²において、貴族院によりこの判断の基準は否定されました。したがって、Benjaminの売買法のその後の版(第6版)では、この引用箇所は修正されています。この事件において、Lord Moultonは次のように述べました³³。「…このような引用された説明が評価の基準というならば、..それでもよいかもしれないが、..それが決定的な基準を提供するとは言い得ない。何故なら、法律問題として、存在するか否かがわからないこのような判断の基準が両当事者の意図を決定するからである。」

24 *Chandelor v. Lopus* (1603) Cro. Jac. 4.

25 金細工師 (goldsmith) は、18世紀まで金融業を営んでいたということです。

26 *Pasley v. Freeman* (1789) 3 T.R. 51, at p.57.

27 *Crosse v. Gardner* (1688) Carth. 90 and *Medina v. Stoughton* (1700) 1 Salk. 210.

28 M. Bridge, *op. cit.*, para.10-016.

29 *Cave v. Coleman* (1828) 3 Man. & Ry. 2; *Gee v. Lucas* (1867) 16 L.T. 357; *Cowdy v. Thomas* (1876) 36 L.T. 22; *De Lassalle v. Guildford* [1901] 2 K.B. 215, at p.221.

30 Benjamin, *Sale of Personal Property*, 3rd ed., 1883, p.607.

31 *De Lassalle v. Guildford*, *supra*, at p.221.

32 *Heilbut, Symons & Co. v. Buckleton* [1913] A.C. 10.

33 *Ibid.*, at p.50.

3.5.4 近代法の基礎

イギリスの近代法では、いまだに、「売買時における確言は、そのような意図が証拠により明らかである場合に、それが保証である」というHolt C.J.の意見が出発点であり、しばしば引用されています。しかし、20世紀における契約法が、意見の表明や行為を客観的に扱い、それらが合理的に創り出す考え方を強調する一般的な傾向が、特に過去50年前後にわたり見られるようになり、当事者の意図を導入することが全面的に正当化することが存続する一方で、容易に責任を課すことができる方向に変化してきています。Heilbut, Symons & Co. Buckleton事件における見解は、善意不実表示(innocent misrepresentation)に対して損害賠償の責任がないという原則により影響を受けることが、問題として取り上げられています³⁴。このような傾向の良い例がDick Bentley Productions Ltd. v. Harold Smith (Motors) Ltd.事件³⁵で、Lord Denningは次のような見解を述べています。

「保証(warranty)が意図されていたか否かという問題は、当事者の考えによるよりも、むしろ当事者の行為(conduct)、言葉(words)および行動(behaviour)によって決まる。もし意思表示が、契約を締結するための取引の過程において、他の当事者を契約に誘引するためになされ、実際にその意思表示にもとづいてその当事者が契約を締結した場合には、それは、原則として、保証であることが意図されたと考える事由である。それは、必ずしも付随的(collateral)であることを要しない。それにもとづいて行為がなされると意図され、そして実際に、それにもとづいて行為がなされたと述べることができれば十分である。」

3.5.5 客観的な確定の基準

上記の見解は、契約の誘引となったことを、意見の表明が契約上の約束であるか否かの唯一の基準とするために、十分に役立つことと思われます。同じ事件において、Salmon L.J.は、「被告が述べたことは、法により拘束される約束であると意図され、そのように解釈されるのか?」と疑問を投げ、伝統的な基準にもとづく意見を述べました。また、オーストラリアの高等裁判所は、J.J. Savage & Sons Pty. Ltd. v. Blakney事件³⁶において、モーターボートのスピードに関する推測的な説明は保証ではないと判示して、約束的な意見の表明と事実の表示とみなされる意見の表明を区別することを再確認しています。Lord Denning自身もその後、推測や憶測による説明は保証ではないとするHolt C.J.の意見に従っています³⁷。したがって、意見の表明が保証とみなされるか否かは、これを述べた者(representor)が自己の陳述(assertion)に対して法的責任を約束したものとみなされると、相手方が想定したか否か、そして、合理的な者が同じ立場にいた

34 M. Bridge, *op. cit.*, para. 10-012.

35 *Dick Bentley Productions Ltd. v. Harold Smith (Motors) Ltd.* [1965] 1 W.L.R. 623, at p.627., *per* Denning L.J.

36 *J. J. Savage & Sons Pty. Ltd. v. Blakney* (1970) 119 C.L.R. 435 (Aus).

37 *Howard Marine and Dredging Co. Ltd. v. a. Ogden & Sons (Excavations) Ltd.* [1978] Q.B. 578, at pp.590-591.

ときに、同様に想定したであろうかと問い質して、客観的に確定しなければなりません。Turner v. Anquetil 事件³⁸において、「被告は保証する意思が全くなかったと宣誓したが、被告の主観的な主張は不適切であり、広告に述べられている事柄や被告の行為から得られる推論を覆すことはできない」と判示しています。そして、客観的に確定するためには、意見の表明に関連性のある要因 (factors)、その重要性、当事者の認識度およびこれを知るにいたった方法、および実証の可能性を考慮して判断することが必要です。

3.6 中間的な条項

3.6.1 The “Hansa Nord” 事件

最後に、条件または保証でもなく、中間的 (intermediate) または無名 (innominate) の条項が存在し得ることです³⁹。このような契約の約款では、その違反があったとき、その契約が終結され、買主は契約を履行拒絶であると判断する権利があるのか、あるいは、その違反に対する訴権は生ずるが、損害賠償請求権にとどまるだけであるのかを決定するような深刻または厳格な問題がありません。Cehave N.V. v. Bremer Handelsgesellschaft m.b.H. (The “Hansa Nord”) 事件⁴⁰において、控訴裁判所 (Lord Denning M.R., Roskill and Ormrod L.J.J.) は、CIF Rotterdam 条件による U.S. citrus pulp pellets の売買契約に挿入されていた “shipment to be made in good condition” という約款を判断しなければなりません。この事件における四囲の状況はどちらかといえば異常でした。買主は、約定品である pulp pellets に対して約 10 万ドルを支払う約束をしましたが、物品の一部が損傷を被った状態で到着したので、それが良好な状態で船積みされなかったという理由で物品の受領を拒絶したのです。その後 (買主および売主は共に所有権を放棄)、この pulp pellets を取得した Rotterdam の仲介人から、買主はこれを 29,903 ドルで再購入することができました。買主はこの pulp pellets を、最初の契約で購入したときと同じ目的 (家畜用飼料の製造) に使用しましたが、買主が何らかの損害を被った証拠は全くありませんでした。売主は、買主には物品を拒絶する権利がなかったにもかかわらず、商事仲裁ならびに下級裁判所が共に、売主の条件違反を理由に、買主は契約が履行拒絶されたとする権利を有する旨の判決を下したと主張して、控訴しました。控訴裁判所は売主の主張を却下しました。1893 年 SGA 第 61 条第 2 項 (1979 年 SGA 第 62 条第 2 項) は、「商慣習法を含めて、コモン・ローの規則は、物品の売買契約に適用されるものとする。ただし、本法の諸規定および特に、代理関係に関する法律、詐欺、不実表示、強迫または強制、錯誤、その他意思表示無効原因 (invalidating cause) の効果に関する原則に抵触する場合はこの限りでない」と定めているので、この契約の条項が純粋な条件または保証のいずれでもなく、第 3 のもの (fertium quid) である可能性は排除されないと、控訴裁判所が意見を述べました。控訴裁判所の意見によると、この売

38 *Turner v. Anquetil* [1953] N.Z.L.R. 952, at p.957, per F. B. Adams J.

39 *Hong Kong Fir Shipping Co. Ltd. v. Kawasaki Kisen Kaisha Ltd*[1962] 2 Q.B. 26.

40 *Cehave N.V. v. Bremer Handelsgesellschaft m.b.H. (The “Hansa Nord”)* [1975] 2 Lloyd’s Rep. 445.

買契約において「条件」と規定されているものは厳密には「条件」と呼ばれるものではなく、したがって、その違反は物品の拒絶権を生ぜしめるものではないということです。ただし、これが契約の根拠を成す (going to the root of the contract) 場合は別ですが、本事件における四囲の状況では、そのようなものではないということです。さらに、同裁判所は、この事件における物品が商取引上の「商品性」(merchantability)を有したので、この点において、1893年SGA第14条第2項に規定されている「適商品質」(merchantable quality)に関する黙示条件の違反はなかったと判示しました。したがって、買主は物品を拒絶する権利がないけれども、Rotterdamに到着した時の損傷を被った物品の価額と約定価額との差額を損害賠償として請求する権利を有するとし、損害賠償額を評価するために、本件は仲裁裁判所に付託されました。

3.6.2 Bremer Handelsgesellschaft m.b.H事件

中間的な条項の原理が物品売買契約に適用可能であるという意見は、その後、Bremer Handelsgesellschaft m.b.H. v. Vanden Avenue-Izegem P.V.B.A.事件⁴¹において、貴族院によって追認されました。同事件では、CIF契約の売主が、買主に対して、輸出禁止令により契約の履行が不能になったので、契約をキャンセルする旨の通知を発信する時期が問題になりました。このような通知の発信の時期について契約には何も規定されていませんでしたが、買主は「遅滞なく」(without delay)通知がなされるべきであり、この義務の違反は停止条件の違反であり、したがって、売主による契約の履行拒絶であると主張しました。貴族院は、買主の主張を却下し、Lord Wilberforceは次のように述べました。「私の意見では、この条項は状況により変わることがあり、中間的な条項とみなされるものである。そのようにみなされるのは、多くの判例では、その違反は損害賠償によって救済される可能性が多いが、反対に、買主にとって公平にみて、解約を無効であるとするのが適切とする場合もあり得る。他方、常にこのように扱うことは、売主にとって不公平であり、不必要に厳格である。」⁴²

3.7 アメリカ統一商法典の関連規定

3.7.1 取引の過程および取引慣習の定義

アメリカの統一商法典 (the Uniform Commercial Code) は、取引の過程および取引慣習について、次のように定義しています。

「UCC 1-205条 取引の過程および取引慣習

- (1)取引の過程(course of dealing)とは、特定の取引について当事者間に以前に行われた一連の行為で、両当事者の表現(expressions)およびその他の行為の解釈についての了解の共通の基礎(common basis of understanding)をなすものと認めるのが相当であるものである。
- (2)取引慣習(usage of trade)とは、当該取引について遵守されるであろうことが当然期待でき

41 *Bremer Handelsgesellschaft m.b.H. v. Vanden Avenue-Izegem P.V.B.A.* [1978] 2 Lloyd's Rep. 109 (H.L.).

42 *Ibid.*, at p.113.

るような、特定の場所、職業(vocation)または取引(trade)において規則的に守られている取引の慣行または方法である。このような慣習の存在および範囲は、事実として証明されなければならない。これが取引準則(a written trade code)または類似の書面に記載されている場合には、その書面の解釈は裁判所の判断事項とする。

- (3) 当事者間の取引の過程、および両当事者が携わっている特定の職業または取引における取引慣習、または当事者が知り、あるいは知っているべき取引慣習は、合意の条項に対して特定の意味を与え、その条項を補足し、または制限する。
- (4) 合意の明示条項、および適用される取引の過程または取引慣習は、合理的範囲内において、互いに矛盾しないように解釈されるものとする。ただし、そのような解釈をすることが合理的でない場合には、明示条項は、取引の過程および取引慣習に優先し、取引の過程は取引慣習に優先する。
- (5) 履行の一部が行われるべき場所において適用される取引慣習は、履行のその部分に関する合意を解釈するにあたり、採用しなければならない。
- (6) 関連のある取引慣習について一方の当事者が行った証拠申立(evidence)は、相手方に対し不当な不意打ち(unfair surprise)とならないと裁判所が認めるに足る通知がなされない限り、かつかかる通知がなされるまでは認めてはならない。」

3.7.2 明示条項、履行の過程、取引の過程、取引慣習の解釈上の優先順位

UCC 2-208条は、明示条項、履行の過程、取引の過程および取引慣習が合理的範囲内において相互に矛盾しないように解釈されなければならないが、それが難しい場合には、解釈上の優先順位として、できる限り当事者の意思を尊重する意味で、明示条項が履行の過程に優先し、履行の過程が取引の過程と取引慣習に優先する旨を定めています。

「UCC 2-208条 履行の過程または実務的解釈

- (1) 履行が反復的になされるべきことを内容とする売買契約において、一方の当事者が履行の性質についての認識を有し、相手方がこれに対する異議の機会を有する場合には、異議なく承諾または黙認された履行の過程(course of performance)は、その合意の意味を決定するために参照されるべきものとする。
- (2) 合意の明示条項(express terms)、履行の過程および取引の過程(course of dealing)ならびに取引慣習(usage of trade)は、合理的範囲内において、互いに矛盾のないように解釈されなければならない。明示条項は、履行の過程に優先し、履行の過程は、取引の過程および取引慣習に優先する。(UCC 2-105条を参照)
- (3) 契約の変更(modification)および放棄(waiver)に関する次条(UCC 2-209条)の規定に従うことを条件として、第1項の履行の過程は、それに矛盾する条項の放棄または変更の存否について参照されるべきである。」

(続)

記事2. 国連CEFACTからのお知らせ

2.1 2012年6月22日

国連CEFACTは、コア構成要素ライブラリ2012年前期版(D12A)の公開を機関承認しました。コメントがあれば、事務局のPeter Amstutz氏までご連絡ください。

〈ご参考〉

コア構成要素ライブラリは、①基本ライブラリと、②(EDI)電文生成用ライブラリの2つから成りますが、今回公開された2012年前期版は、基本ライブラリの統計関係の情報項目での変更を取り入れたものであり、電文生成用ライブラリに影響を与えるような変更が発生しないことから、国連CEFACTは、CCL D.12Aについては、XMLスキーマライブラリを更新しないことに致しました。

2.2 2012年6月15日

国連CEFACTは、漁船の船籍国と他の関係国、或いは欧州地域漁業管理機関(RFMO: Regional Fisheries Management Organisation)との間で行われる電子航海日誌のデータ交換標準化プロジェクトへの参加を求めています。

本プロジェクトは、電子航海日誌の電子的データ交換及び当該データ管理の標準開発を行うもので、その開発目的は、

- ①電子航海日誌に関わるビジネスプロセスおよびデータ交換の整合化と標準化を図ること、及び
- ②漁船用の電子航海日誌のデータ処理に関わる複数の情報システムの相互運用性の確立と、関係組織間における円滑な電子的データ交換を実現させるための共通のアプローチを見出すこと、にあります。

提案の詳細については、下記の website をご参照ください。

<http://www1.unece.org/cefact/platform/display/CNP/Electronic+Interchange+of+fisheries+catch+data>

国連CEFACTは、本件に関する専門家、特に官民及び行政機関におけるコンサルテーションの経験を持つ人材の参加を呼び掛けています。

参加に興味のある方、或いは更に情報を必要とする方は、プロジェクト・リーダーの Francy Callewaert 氏 (Francky.Callewaert@ec.europa.eu) までご連絡ください。

— 協会ホームページのリンク集のご案内 —

<http://www.jastpro.org/link/index.html>

当協会のホームページのリンク集には、当協会の活動と日本輸出入者コードのユーザの方々のお役に立つと思われる関係諸機関・団体のホームページへのリンクを下記の分類で掲載しておりますので、ご活用下さい。

- ▶ 当協会に關係する我国の官公庁・公的機関（独立行政法人を含む）
- ▶ 輸出入關係手続きに關係する業界団体等
- ▶ 輸出入關係手続きに〔国内物流〕關係する情報源と用語集
- ▶ 国際空港の公式ページ
- ▶ 国際貿易港の公式ページ
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている国内組織・団体
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている海外組織・団体
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化に關係する国際機関
- ▶ その他の組織・機関

本協会の事業は、財団法人JKA、
日本財団、一般財団法人貿易・産
業協力振興財団からの助成金等、
関係業界からの寄付金および賛助
会費ならびにコード事業の収入に
よって行われております。

JASTPRO 第38巻 第4号 通巻第406号

・ 禁無断転載

平成24年7月27日発行 JASTPRO刊12-04

発行所 (財)日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
八重洲第五長岡ビル4階
電話 03-3555-6031(代)
ファクシミリ 03-3555-6032
<http://www.jastpro.org>

編集人 山本達見

本誌は再生紙を使用しております。

— JASTPRO広報誌電子版への切り替えのご案内 —

当協会の広報誌は2007年4月より印刷版と電子版の2つのメディアを提供しております。印刷版と電子版は二者択一ではございませんが、印刷版につきましては賛助会員の方々には、これまで通りの口数を配布部数の上限とさせていただきます。(電子版には制限はございません。)

電子版への切り替えと、配布部数の追加方法：

毎月20日までに、次の項目を下記のアドレスへ送信してください。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

【申込み宛先】

(財)日本貿易関係手続簡易化協会

業務第三部長 石垣 充

E-mail address: m-ishigaki@jastpro.or.jp

Japan
Association for
Simplification of
TInternational
Trade
PROcedures